

インターネット国際公共政策課題に 関する国際的な議論(国連及びITU) の動向について

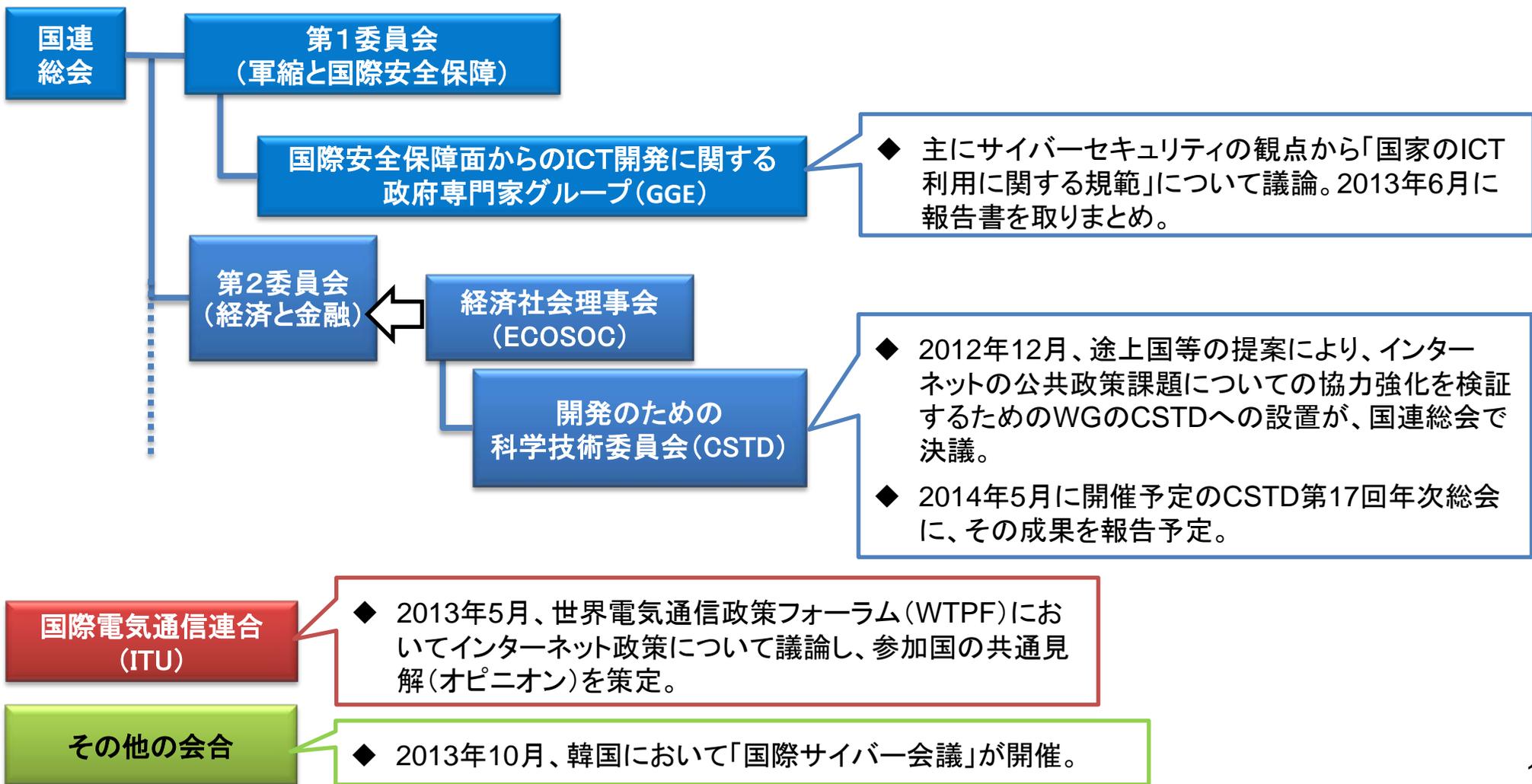
平成25年11月29日

総務省情報通信国際戦略局

国際政策課 市川 麻里

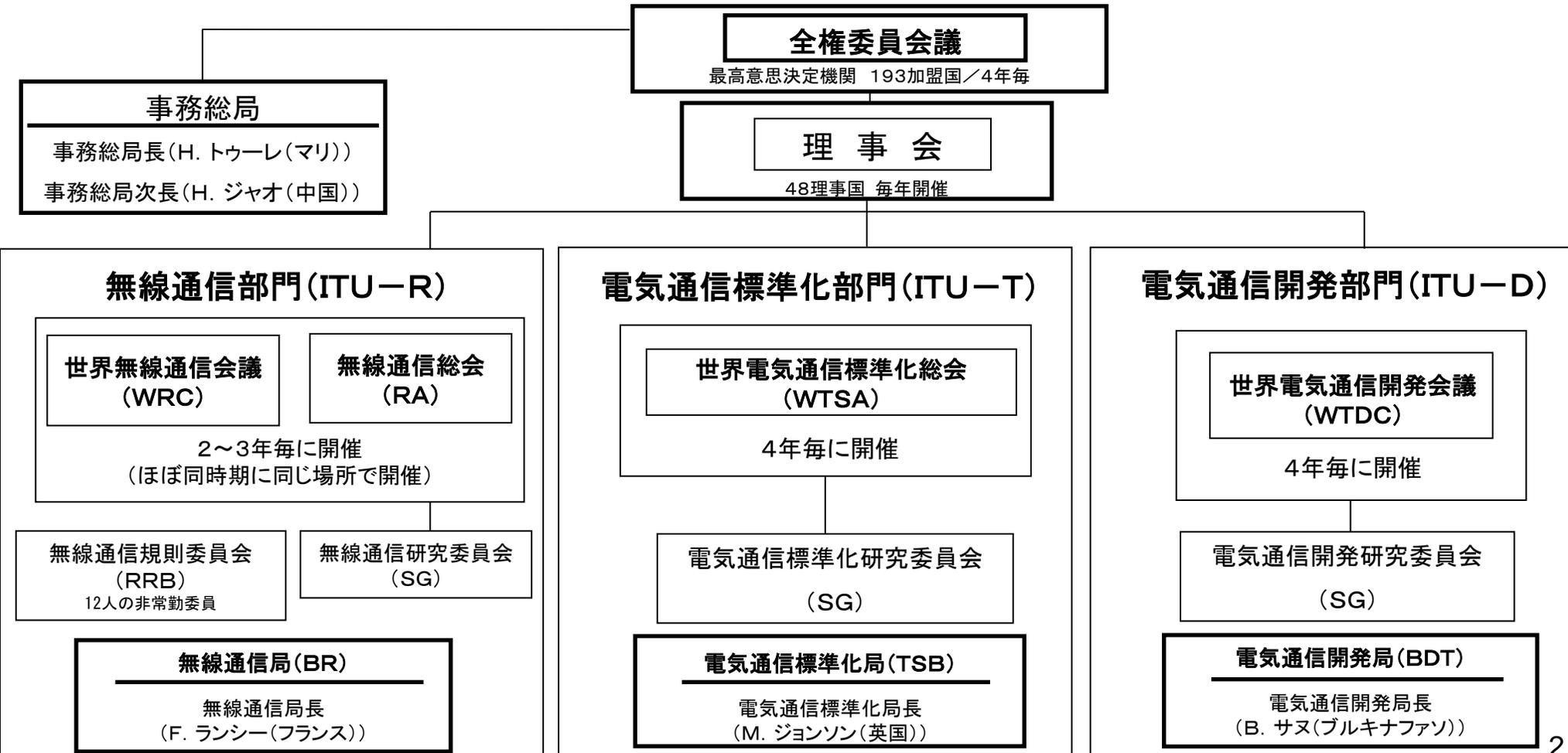
インターネット国際公共政策課題に関する議論の動向

- ◆ インターネット国際公共政策課題については、国連やITU、国際サイバー会議等を中心として、議論が行われてきている。



国際電気通信連合(ITU)

- 電気通信に関する国際連合の専門機関(ITU : International Telecommunication Union)
- 主要任務は、①国際的な周波数の分配、②電気通信の標準化、③途上国に対する電気通信の開発支援
- 本部: スイス・ジュネーブ 193の国・地域が加盟
- 日本は1959年以来、理事国(48カ国)に選出



国際電気通信連合(ITU)における国際電気通信規則(ITR)の見直し

1 背景

- ◆ 国際電気通信連合(ITU)世界国際電気通信会議(WCIT-12)において、国際電気通信規則(ITR)の見直しが議論。(開催日程:2012年12月3日(月)~12月14日(金)(UAE・ドバイ))

2 ITRの概要

International Telecommunications Regulations (ITR) 国際電気通信規則

- ◆ ITRは、ITU憲章・条約を補完する業務規則として各構成国を拘束するもの。現行のITRは、国際電気通信業務の提供、運用、料金決済方式等を取り決めている(1990年7月発効、1988年の制定以来、改正されてこなかった)。
- ◆ 制定された1988年に一般的だった国営・独占の国際電話事業が前提。
⇒ その後の民営化、競争導入、インターネット普及に伴い、現状にそぐわなくなった。

3 ITR見直しの焦点

- ◆ セキュリティの確保等の新たな課題をどのようにITRに盛り込むかが焦点(先進国と新興国で大きな隔たり)。

- 中国、ロシア、アフリカ、アラブ等: セキュリティの確保等についても規定すべき。
- 米国、カナダ等: 規定すべきではない。
- 欧州: 規定するとしても原則論にとどめるべき。

改正の結果概要と我が国の対応

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とロシア、アラブ、アフリカ等が対立したため、異例の投票により改正ITRが成立。
→我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55ヶ国が署名せず。(署名国は89ヶ国)

【我が国が署名しなかった理由】

- インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について、米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の間に大きな考え方の相違があり、ITRのあるべき姿についての国際的な共通認識が未だ熟していない。

【参考：米国の対応】

- 米国は、グーグル、アマゾン、インテル、シスコ等も参加(総勢121名)。
- 本件を契機としてインターネットガバナンスに関する決議が議会で採択されたほか、WCITの結果についてホワイトハウスが見解を発表するなど、高い関心。

(参考)ITRに新たに盛り込まれた主な事項

<前文>

- ◆ 人権を尊重したITRの履行
- ◆ 国際電気通信サービスへの国のアクセス権

<本文>

- ◆ ネットワークセキュリティ対策(努力義務)
- ◆ スпам対策(努力義務)
- ◆ その他の主な事項
 - ① 携帯電話の海外ローミング料金(利用料金の透明性確保、競争促進)
 - ② 国際電気通信ネットワーク投資の奨励
 - ③ エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)
 - ④ 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進

※ あわせて、インターネットに対する国やITUの取組を求める決議(元はロシアの提案)が採択。

署名した国、しなかった国

署名(89カ国): アラブ諸国、中南米の一部(アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等)、アフリカの大多数、RCCの一部(ロシア、アゼルバイジャン等)、アジア太平洋の一部(タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等)、欧州の一部(トルコ)

非署名(55カ国): 北米(米、カナダ)、欧州諸国、中南米の一部(コスタリカ、コロンビア、チリ等)、アフリカの一部(ケニア等)、RCCの一部(アルメニア、ベラルーシ等)、アジア太平洋の一部(日本、豪州、NZ、インド、フィリピン等)

→ 2015年1月1日から、事前に同意した国との間で改正ITRは発効

第5回世界電気通信政策フォーラム(WTPF-13)について

- 電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題について国際的な共通認識の醸成を目的として開催する会議。
- 本会合は、2013年5月14日～16日、ジュネーブ(スイス)で開催。
- 今回のテーマは、インターネットに関連する公共政策課題全般。
- 成果文書はオピニオン(会合参加者で合意された立場を示すもの)
 - ※成果文書に拘束力はないが、今後の各国における規制・政策に影響を与え得る。

第3回非公式専門家会合(2013年2月6日～8日)におけるオピニオン案の検討状況

- 類似の事項を扱う複数国からの異なる提案を事務局が9つに分類し、検討。
 - 接続性向上の長期的解決法としてのIXPs(Internet Exchange Points)促進
 - ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
 - IPv6展開のキャパシティビルディング支援
 - IPv6採用とIPv4からの移転支援
 - 情報の自由な流通に関する提案
 - インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダリズムの支持
 - マルチステークホルダーモデルにおける国の役割に関する提案
 - 協力強化プロセスの運用を可能にするための支持
 - 信頼性に関するフレームワーク及びX.509証明に関する提案
- 情報の自由な流通に関する提案(英国、イラン発案)、信頼性に関するフレームワーク及びX.509証明に関する提案(ペイパル発案)及びマルチステークホルダーモデルにおける国の役割に関する提案(ロシア、ブラジル、米国、APIG発案)の3つについては、オピニオン案として合意に至らず。
- 他の6つの提案(上記下線)がオピニオン案として、WTPF-13に提出された。

第5回WTPF(2013年5月14日～16日)

第3回専門家会合(2013年2月6日～8日)

第2回専門家会合(2012年10月10～12日)

第1回専門家会合(2012年6月5日)

過去の開催状況

第1回(1996年):衛星携帯電話

第2回(1998年):電気通信サービスと貿易

第3回(2001年):IP電話

第4回(2009年):インターネット政策課題

第5回世界電気通信政策フォーラム(WTPF-13)会合結果

■結果概要

- 今回のWTPFは、「インターネットに関連する国際公共政策全般」をテーマに議論するもので、昨年12月のWCIT後のインターネット・ガバナンスに関する国際議論の動向を見極める上で重要な会合。
- 会合の成果としては、「オピニオン」と呼ばれる、法的拘束力は持たないものの今後の議論の方向性に影響を与えうる文書を採用。
- 今回のWTPFでは、事前の準備会合でほぼ合意していた以下の6つのオピニオンが正式に採択。

- ① 接続性向上の長期的解決法としてのIXP促進
- ② ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
- ③ IPv6展開のキャパシティビルディング支援
- ④ IPv6採用とIPv4からの移転支援
- ⑤ インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダリズムの支持
- ⑥ 協力強化プロセスの運用を可能にするための支持

- しかし、これに加えて、ブラジル及びロシアから「インターネット・ガバナンスにおける政府の役割の強化」に関する新たなオピニオン案が提案された。
- 多くの途上国・新興国(中東、中南米、アフリカ、中国等)が賛同したが、日米等の先進国は同オピニオンの策定に強く反対。ブラジル・ロシアから妥協案も示されたが、検討の時間も足りなかったことから、今回の採択は見送られた。

■今後について

- ブラジル及びロシア提案に賛同した国は、インターネットガバナンスにおける政府の役割について、引き続き別の場で議論を継続していく旨、本会議記録に残すことを要請。
- 引き続き議論する場の案として、IGF、CSTD、ECOSOC、インターネット国際公共政策に関するITU理事会作業部会等の意見が出された。米国より、ITU理事会作業部会は参加者が政府とセクターメンバーに限定された場であり適切なマルチステークホルダーモデルではない旨指摘。
- トウレITU事務総局長より、本件の扱いについて、ITU理事会(本年6月開催)で審議すること、関係する作業部会についてステークホルダーに広く開放することを、同理事会に提案することが表明。

2013年次ITU理事会

ITU理事会とは、全権委員会議(4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関)の会期の間のITUを巡る環境に変化に対応すべく、財政事項、電気通信政策問題等の検討を任務として、毎年開催。なお、理事会に出席する理事国は、全権委員会議の選挙で選ばれた48カ国で構成。

2013年次ITU理事会は、2013年6月11日～21日まで、ITU本部(スイス・ジュネーブ)で開催され、理事国他約400名が参加。インターネット政策関連では、主に以下の事項が審議。

【世界情報社会サミット(W SIS)レビューに関する審議結果】

1. WSIS成果の実施状況に関する総括レビューにおけるITUの役割を規定した理事会決議に対し、今後のITUの活動内容を追加。
2. 2014年4月にITUが主導して開催するWSIS+10に関するハイレベルイベントの成果文書のタイトルが決定。今後、2つの成果文書の案(①WSIS成果の実施に関するステートメント、②2015年以降のWSISに向けてのビジョンについて、ITU主導により検討作業が進められる予定。

【インターネットガバナンスにおける政府の役割に関する審議結果】

1. 第5回世界電気通信政策フォーラム(WTPF-13)において、インターネットガバナンスにおける政府の役割の強化に関するオピニオン(ブラジル、ロシア提案)の策定が審議されたが、合意に至らなかったことを受け、本件を引き続き議論する場につき議論。結果として、インターネット国際公共政策に関するITU理事会作業部会となったが、政府のみの参加に限定されている本作業部会のオープン化が議論。
2. ロシア、中国、中東等より、本作業部会の設置要件を定める全権委員会議の決議で、参加を政府に限定していることを尊重すべきとの反対意見も多く、今次理事会では結論が出ず。
3. 政府の役割を作業部会で議論するかどうかは、次回作業部会への持ち越しが決定。また、本作業部会のオープン化についても、来年秋の全権委員会議に持ち越されることとなった。

ITU全権委員会会議について

- **ITU Plenipotentiary Conference**
(PP: ITU全権委員会会議)

2014年10月20日～11月7日 韓国の釜山

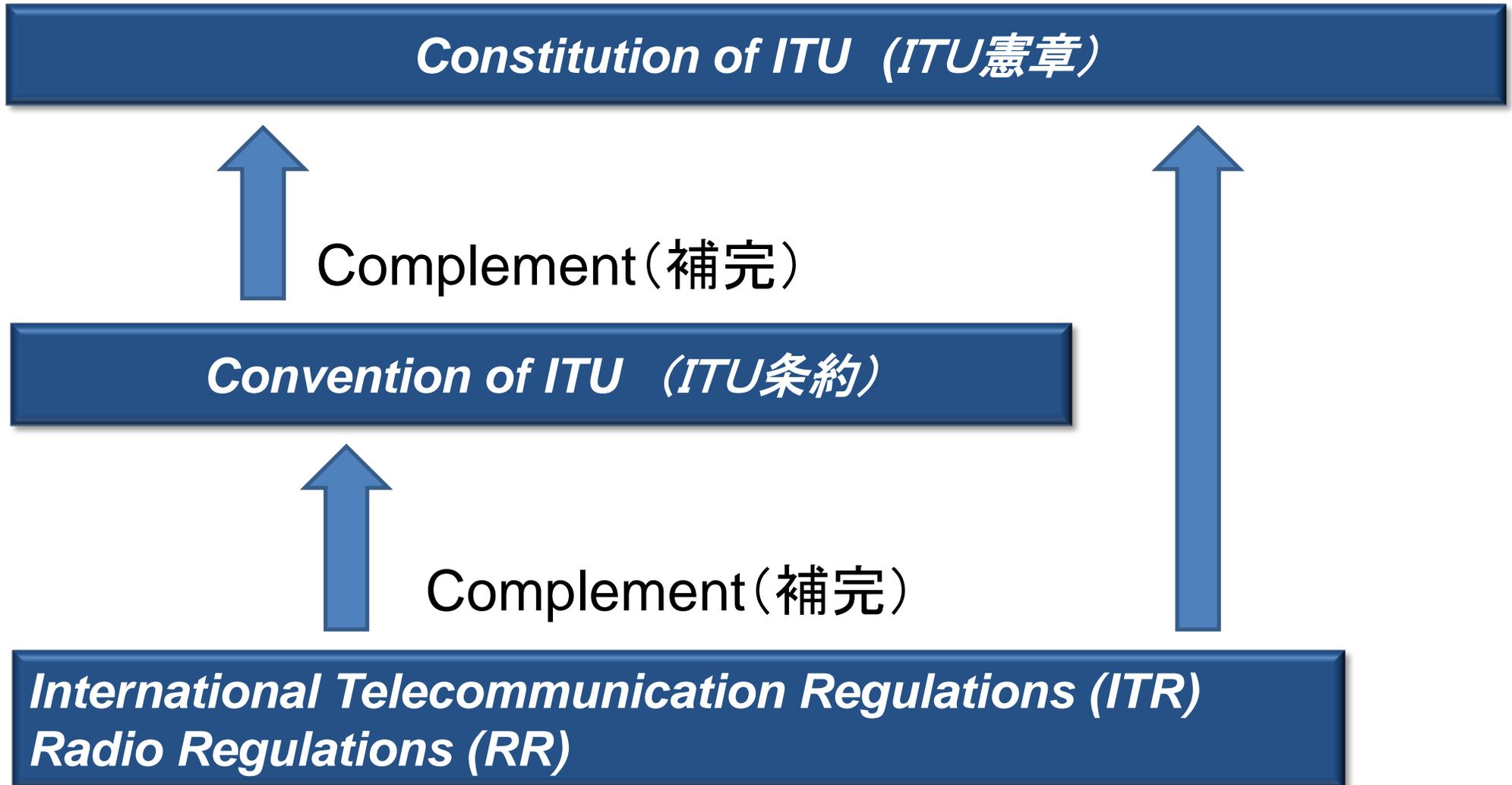
- 事務総局長、次長、3局長などの選挙
- ITU憲章及びITU条約の改正



ITUの権限及び加盟国の権限を定める法的拘束力ある条約

- 全権委員会会議決議の見直し、策定

ITUの基本的な法体系



全権委員会議で想定される主要な議論

過去の全権委員会議（PP）、WCIT-12、WTPF-13、2013年次ITU理事会等の結果も踏まえ、インターネット政策関連では、主に以下の事項が、全権委員会議において議論される可能性がある。

1. ITUの目的

憲章第1条の「ITUの目的」について、拡大する方向で議論される可能性あり。

2. ICTの定義

憲章のAnnexには「Telecommunication」の定義が規定されているが、過去のPP、WCIT-12、ITU-D等での議論を踏まえ、「ICT」の定義が追加される可能性あり。

3. インターネット政策におけるITUの役割

インターネット政策、世界情報社会サミット（WSIS）の成果の実施状況に関する全体総括レビューにおけるITUの役割に関する決議の改正が議論される可能性あり。

4. セキュリティ確保におけるITUの役割

セキュリティ確保におけるITUの役割強化に関する決議の改正が議論される可能性あり。

ITU憲章におけるTelecommunicationの定義

Constitution of ITU (ITU憲章)

Annex : Definition of Certain Terms

有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

Any transmission, emission or reception of signs, signals, writing, images and sounds or intelligence of any nature by wire, radio, optical or other electromagnetic systems.

International Telecommunication Regulations

2.1 Telecommunication

上記の定義をそのままコピー

ITU全権委員会議決議(2010年グアダハラ)

【決議130】 ICT利用に係る信頼性及び安全性確保のためITUの役割強化(抜粋)

(原文)

ITU shall focus resources and programmes on those areas of cybersecurity within its core mandate and expertise, notably the technical and development spheres, and **not including areas related to Member States' application of legal or policy principles related to national defence, national security, content, and cybercrime, which are within their sovereign rights**, although, this does not however exclude ITU from carrying out its mandate to develop technical recommendations designed to reduce vulnerabilities in the ICT infrastructure

(仮訳)

ITUは、サイバーセキュリティの領域に関し、その資源及びプログラムを、核となる権限及び専門的知識の範囲内で、特に技術及び開発の領域に集中しなければならない。また、**構成国の主権内にある国家防衛、国家安全保障、コンテンツ及びサイバー犯罪に関して、構成国が法及び政策原則を適用する分野は含まない**。ただし、そのことは、ICTインフラの脆弱性を減少させるため、技術的な勧告を発展させる権限をITUが実行することを除外するものではない。

ITU全権委員会会議へのプロセス

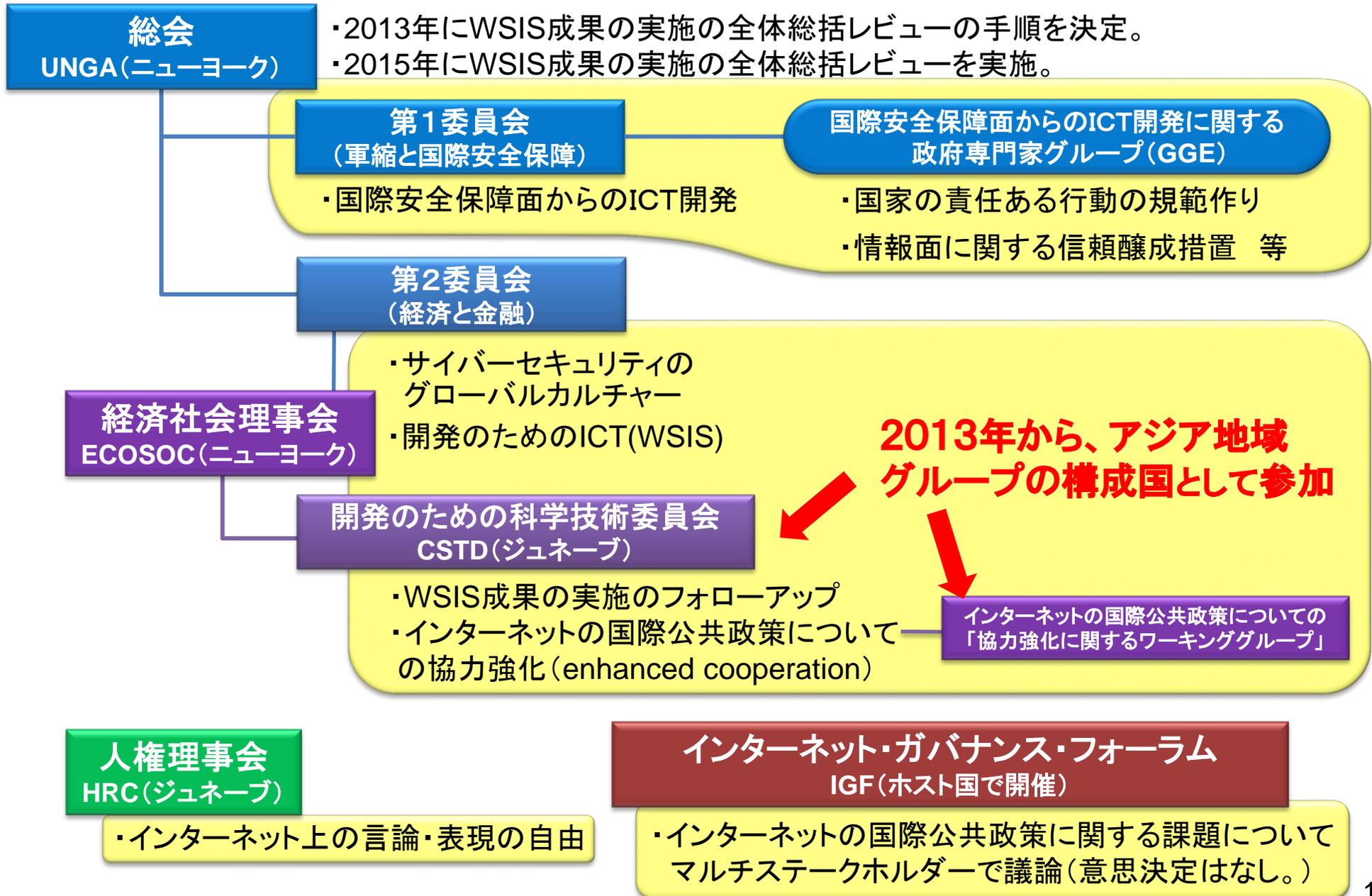
- 2013年中に、6地域で各々準備会合を開催し、地域としての意見の集約を開始。
- 一定の集約ができた段階で、順次、ITU事務局あてに「提案」を提出。
- 我が国は、アジア・太平洋地域の地域機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT: Asia-Pacific Telecommunity) における準備会合に対応。

6地域:

Africa, Americas, Arab, Asia-Pacific※, CIS, Europe

(※) APTでは、全権委員会会議の第1回準備会合を4月2日及び3日に開催。
全4回開催予定。

我が国の国連への対応



CSTDとは

「開発のための科学技術委員会 (CSTD: Commission on Science and Technology for Development)」

- 国連経済社会理事会の下部組織で、科学技術に関する課題につき、国連総会及び経済社会理事会に対して、適切な助言を行うことを目的とした委員会
- メンバーは43か国(ただし、現参加国は41)
- 毎年5～6月にジュネーブで年次総会開催
- WSIS後に採択された国連総会決議 60/252 に基づき、国連経済社会理事会が実施する「WSIS成果に関するシステム全体のフォローアップの監督」作業を補助



国連総会は、国連経済社会理事会からのインプットを踏まえ、2015年末に、WSIS成果の実施状況に関する全体総括レビューを実施。

協力強化(Enhanced Cooperation)とは



69. We further recognize the need for **enhanced cooperation** in the future, to enable **governments, on an equal footing**, to carry out their roles and responsibilities, in **international public policy issues pertaining to the Internet**, but not in the day-to-day technical and operational matters,
70.**such cooperation** should include the development of globally-applicable principles on public policy issues associated with the **coordination and management of critical Internet resources**.

協力強化に関するワーキンググループ (1)

国連総会決議 67/195 (2012年末に採択)は、CSTD議長 に対し、協力強化に関するワーキンググループ (WGEC: Working Group on Enhanced Cooperation) の設立を招請。

- to examine the mandate of the WSIS regarding enhanced cooperation
- through seeking, compiling and reviewing inputs from all Member States and all other stakeholders
- to make recommendations on how to fully implement this mandate

議長報告及び勧告 (recommendation) は、2014年5月開催予定であるCSTD第17回年次会合に提出予定。

協力強化に関するワーキンググループ (2)

- 国連決議67/195を受け、CSTD議長は3月22日、WGECのメンバーを決定。日本政府もメンバー入りを果たした。

政府：5地域から各4カ国＋スイスとチュニジア（計22カ国）

アフリカ地域： カメルーン・レソト・ナイジェリア・ルワンダ・チュニジア

アジア地域： インド・イラン・日本・サウジアラビア

東欧地域： ブルガリア・ハンガリー（WGEC議長国）・ラトビア・ロシア

ラテンアメリカ・カリブ地域： ブラジル・ドミニカ・メキシコ・ペルー

西欧及びその他地域： フィンランド・フランス・スウェーデン・スイス・米国

市民社会、産業界、技術・学術、国際機関：各5名（計20名）

- 5月30日～31日に第1回会合を開催し、会議規則の検討、全ての国連加盟国及びステークホルダーからインプットを得るための質問票の作成を実施。
- 我が国からも、質問票への回答を提出。

協力強化に関するワーキンググループ (3)

- 2013年10月6日に、「質問票への回答」の取りまとめ結果が、CSTDウェブサイト上に公表。
- 11月6日～8日に第2回WGECが開催。主に①ステークホルダー(特に政府)の役割、②協力強化の実施メカニズム、③途上国の参加に向けた方策について議論。
- また、インターネット国際公共政策課題について、これを扱う既存の国際的メカニズムをリスト化し、課題への対応状況を明確化するためのコレスポネンスグループ(CG)を設置。
- 上記を踏まえ、第3回WGECまでに、以下の作業を実施。
 - (1) 勧告案を検討の上、第3回WGECまでにCSTD事務局へ提出。
 - (2) CGにおける作業に協力。

協力強化に関するワーキンググループ (4)

今後のスケジュール

- CGの経過報告 2013年11月末
- CGの作業結果の第一次案の提示 2014年1月初頭
- CGの作業結果の最終案の提示 2014年2月12日
- WGEC第3回会合 2014年2月24日～28日
- WGEC第4回会合 2014年3月5日～7日 (WGECの成果文書を完成)
- CSTD第17回年次総会 2014年5月12日～16日 (WGECの成果を報告)

今後のグローバルな議論の場

- 2013年 第5回世界電気通信政策フォーラム
協力強化に関するワーキンググループ
CSTD第16回年次総会
国連総会 (WSIS全体総括レビューの手順の決定)
- 2014年 協力強化に関するワーキンググループ
世界電気通信開発会議 (WTDC-14)
CSTD第17回年次総会
2014年次ITU理事会
ITU全権委員会会議 (PP-14)
国連総会
- 2015年 CSTD第18回年次総会 (国連総会の準備)
2015年次ITU理事会
国連総会 (WSIS全体レビュー)